

〔論説 4〕

処罰ではなく支援を

～薬物使用をめぐる国際的動向から学ぶ～

(NPO 法人アパリ)

古 藤 吾 郎

目 次

はじめに～国連麻薬特別総会決議～

1. ハームリダクションの意義

2. 法執行と物質使用障害

～逮捕とその人の物質使用障害の程度とは関連がない～

3. ハームリダクションのめざすもの～ドラッグの使用量にこだわらず、
健康・社会・経済への悪影響を減らす～

4. ハームリダクションの実践～法律上の非処罰化と事実上の非処罰化～
むすびに代えて～処罰ではなく、支援を～

はじめに

～国連麻薬特別総会決議～

ドラッグの個人使用に対する国際的な対策に大きく影響を及ぼしているものとして、3つの国連条約がある。それらは1961年から1988年にかけて制定された。その条約に基づき、厳罰主義による国際的な対策が発展していった。それは麻薬撲滅戦争や「Drug Free World（薬物のない社会）」などに象徴される。

一方で、そうした対策は十分な成果をあげておらず、世界の薬物問題はより大きくなっていると指摘されるようになった。厳罰主義ではなく、より健康と人権に重点を置いた対策をとるべきであるという主張である。そこにはハームリダクション、非処罰化、規正使用（許認可）などの対策が

含まれている。

2016年4月19日から21日にかけて、ニューヨークの国連本部において国連麻薬特別総会が開催された。そこでドラッグの個人使用をめぐる取り組みや、さまざまな政策についても議論が交わされた。個人使用や人権に基づく議論として、①ハームリダクション、②非処罰、③規正使用、そして④死刑廃止が議論となった。

本稿では、①から③の問題を採り上げ、ハームリダクションが国際的にどのように理解されているかを紹介する。

1. ハームリダクションの意義

Harm Reduction International は、ハームリダクションを「ドラッグの使用問題において、必ずしも、使用量が減ることを目指すものではなく、健康・社会・経済的な悪影響が減少することを目指す政策、プログラムおよび実践である」と定義している¹。

UNODC（国連薬物・犯罪事務所）の報告によると、過去1年間にドラッグを使用した人は世界中でおよそ2.47億人、そのうち問題的な使用（注射使用、常習使用、依存症などのドラッグ使用障害があるなど）があったのは約1割（11.7%）である。² このなかにアルコールとたばこは含まれていない。アルコールを飲む人のすべてが飲酒問題を抱えるわけではないのと同様に、覚せい剤などのドラッグを使う人のほとんどがそれに依存しない。

ドラッグのアディクションに対しては、断薬して治療・回復を目指すプ

1 Harm Reduction International. What is harm reduction? <https://www.hri.global/what-is-harm-reduction>.

2 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）. WORLD DRUG REPORT 2016. http://www.unodc.org/doc/wdr2016/WORLD_DRUG_REPORT_2016_web.pdf

プログラムがある。例えばアルコールに依存する人を対象にした断酒のプログラムがあるが、それは飲酒する人すべてを対象にしてデザインされたものではない。同様に、断薬を目指すプログラムは、ドラッグを使う人すべてが対象になるのではなく、あくまで依存症などの物質使用障害がある人に向けてデザインされている。そして、そうした人の割合とは、ドラッグを使うことがある人の約1割なのである。

断薬を目指す介入モデルの代表的なものとして、自助グループによる12ステップ・アプローチ、認知行動療法、随伴性マネジメント、マトリックスモデルなどがある。³ こうしたプログラムは日本でもさまざまな地域社会で利用できる。このような断薬を目指すプログラムは効果的である一方で、利用者がつながりにくいという側面がある。前述の国連の報告においても、科学的に効果が実証されている治療回復プログラムにアクセスできる人は、必要とする人たち（物質使用障害等を有する人）の6分の1より少ないと記述されている。そこで、断薬プログラムを補完するものとして、必ずしも断薬を目指すわけではないプログラムが求められ、発展してきた。それがハームリダクション・プログラムである。例えば、注射器の配布、衛生グッズの配布、代替麻薬の処方、安全に（注射や炙りで）使用できる施設の提供などである。他にも、健康情報の提供、感染症の予防介入、健康相談・生活相談、カウンセリング、アウトリーチなども行われている。こうした取り組みは、地域社会で断薬を目指すプログラムを補完するものとして役立つものである。しかしながら、日本では著しく欠乏しているのである。

3 World Health Organization. Technical Briefs on amphetamine-type stimulants (ATS). http://www.who.int/hiv/pub/idu/ats_tech_brief/en/

2. 法執行と物質使用障害

～逮捕とその人の物質使用障害の程度とは関連がない～

現在の日本の政策は、不寛容な厳罰主義である。厳罰主義の下で、違法のドラッグを使う人はアンダーグラウンドに潜ろうとする。そして、ドラッグ使用により問題を抱えることがあっても、厳罰から逃れるため自ら支援につながることを避けようとする。

こうした状況で、ドラッグを使う人がアンダーグラウンドから表面に出てくる典型的な契機は、取り締まり機関による逮捕である。その結果、強制的に断薬を目指すプログラムにつながれることがある。こうした対策は個人使用の防止に効果をもたらし場合があり、ドラッグ使用が止まることもある。このような司法介入においては、法執行のもとで受ける治療・回復プログラムは、週に数回、数か月間のものが多い。その期間で薬物の使用が止まるということは、逮捕の時点で依存症がそれほど重度ではなかったからであり、もともと治療効果がやすいと推測できる。一方で、重度の薬物依存症者が回復するために、入所によるプログラムがあるが、その場合のプログラムは、基本的には週に5日、数か月で終わるものではなく、年単位で継続することが多い。

逮捕されることとその人の物質使用障害の度合いは関連しない。ドラッグを使用した人の約88%は、使用障害を持たない。その人が逮捕され、法執行のもと断薬を目指すプログラムを受けたとしても、実際にはあまり馴染まない。そのプログラムは依存症などの使用障害を持つ人のためにデザインされるものだからである。また、重度の依存症を持つ人が逮捕され、法執行のもと回復プログラムを受けることがある。このとき、依存症が重ければ、たとえ効果的な治療・回復プログラムを受けていたとしても、再使用することがある。法執行のもとでなければ、再使用があってもそれは症状のひとつとして捉えることが可能である。しかし、法執行（保護観察

など)のもとで再使用があると、それは再犯とみなされ、処罰の対象となる。しかも、刑の執行と引き換えに社会内で治療・回復を受けているため、再犯したことで、次はより重い処罰が与えられるということが起きてしまう。

つまり、依存症が重い場合ほど再使用が起こりやすく、結果的により重い処罰を受けることになりやすい。このことはドラッグ・コートや治療的司法の重大な課題のひとつとして、国際的に議論的となっている。

3. ハームリダクションのめざすもの

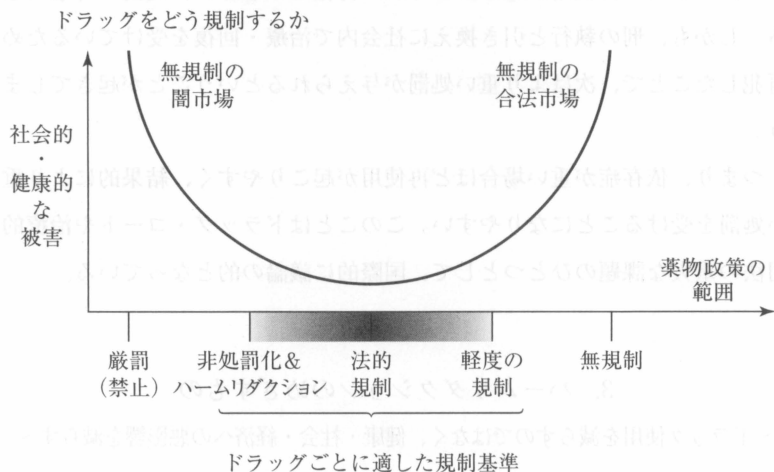
～ドラッグ使用を減らすのではなく、健康・社会・経済への悪影響を減らす～

国連の元事務総長でありノーベル平和賞を受賞したコフィー・アナン(Kofi Annan)が代表者のひとりとして活動している「薬物政策国際委員会(Global Commission on Drug Policy)」は、ドラッグをどう規制すると社会・健康のダメージを下げるのに貢献するか、ということについて提案している⁴(図参照)。

厳罰だと無規制な闇市場が出現し、一方で、無規制(合法化)にしても、秩序のない自由な市場が出現する。そのため、いずれであっても悪影響を及ぼす度合いが非常に強いと指摘される。反対に、非処罰化(同時に、地域社会でハーム・リダクションが展開されている場合)と軽度の規制(何らかの規制が行われている状態)は、悪影響の度合いを低くするとして推奨されている。非処罰化とは、あくまで使用や所持は禁止されているが、処罰はされないというものである。つまり、使うことはダメだが、厳罰には処さないという取り組みである。こうした施策であれば、使用する人が

4 Global Commission on Drug Policy (2014) Taking Control: Pathways to Drug Policies That Work. https://www.globalcommissionondrugs.org/wp-content/uploads/2016/03/GCDP_2014_taking-control_EN.pdf

【図】 ドラッグをどう規制するか？



アンダーグラウンドに潜ることが少なくなり、保健的な関わりとしてのアウトリーチが可能となる。

4. ハームリダクションの実践

～法律上の非処罰化と事実上の非処罰化～

こうした非処罰化を実現する方法として、政策や法令による（法律上の）方法がある。しかし、必ずしも政策や法令を変更しなくても、同じ効果を実現できるやり方もある。それは、実践における（事実上の）非処罰化である。法令では逮捕し起訴することになっているが、その実践において、例えば、警察が逮捕しない、または、検察が起訴しないという方法を取り、同時に、適切な支援プログラムに行くように促す、というものである。このように実践面で非処罰を実施している国や地域も存在する。

他にも、実践としてのハームリダクションがある。これは、断薬を目指す治療・回復プログラムで実践されていることがある。プログラムは断薬

を目指すためのものとしてデザインされているが、その参加者がスリップ（再使用）した場合でも、ペナルティーなどを課すことなく、プログラムに残ることができるような向き合い方である。たとえば、ダルクで提供されるのは断薬を目指すためのプログラムである。しかしながら、スリップしたとしても本人が望んだ場合、そのダルクに残り回復のプログラムを受けることが可能となれば、こういったものもハームリダクションの実践と言える。

むすびに代えて

～処罰ではなく、支援を～

昨年、国連麻薬特別総会において、さまざまな国がハームリダクションや非処罰化に対して、賛成と反対を示した。いずれの立場であっても共通したものがあつた。それはどちらの政策も、最初に述べた3つの国連条約の方針に沿ったものである、ということだ。国連薬物・犯罪事務所はこうした解釈について、それは“幅広い合意”であると説明している。

ハームリダクションを広げていこうという国際的なキャンペーンとして、“処罰ではなく、支援を（Support. Don't punish.）”というスローガンがある。⁵ このようなキャンペーンが展開されるということは、世界中に厳罰主義で臨んでいる国や地域があり、それにより苦しい、つらい思いをしている人たち（当事者や家族を中心に）がいるということである。ハームリダクションは日本ではまだ馴染みの薄いものであるが、少しずつながらも情報発信されてきている。⁶ 厳罰主義で臨むのか、より健康や人権に配

5 International Drug Policy Consortium による Support. Don't Punish キャンペーン。同キャンペーンより、A broad consensus? It's time for change. <http://supportdontpunish.org/videos/a-broad-consensus-its-time-for-change-supportdontpunish/>

6 松本俊彦・古藤吾郎・上岡陽江（編著）（2017）ハームリダクションとは？

